

株式等の決済期間の短縮化に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	4
3. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	5
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
5. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	7
6. N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	12
7. ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
8. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	15
9. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	19
10. 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	20
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	22
12. N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	26
13. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	30
14. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	31
15. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	33
16. ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	35

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の<u>3日前</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に、当該期日の翌日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>7 発行日取引は、内国法人の発行する株券の発行者が、株主割当により新たに発行する株券について第25</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の<u>4日前</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日目</u>の日に、当該期日の翌日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>7 発行日取引は、内国法人の発行する株券の発行者が、株主割当により新たに発行する株券について第25</p>

条第1項の規定により権利落として定める期日から、当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約券証券をいい、優先株を除く。以下、このaにおいて同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の(a)及び(b)に掲げる銘柄にあつては、当該(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の2日前の日及び当該併合等の効力発生の日の前日について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

(b) (略)

b・c (略)

(2) 投資信託受益証券は、投資信託受益証券の発行者が定めた口数とする。ただし、次のa及びbに掲げる銘柄にあつては、当該a及びbに定めるところによる。

条第1項の規定により権利落として定める期日から、当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約券証券をいい、優先株を除く。以下、このaにおいて同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の(a)及び(b)に掲げる銘柄にあつては、当該(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

(b) (略)

b・c (略)

(2) 投資信託受益証券は、投資信託受益証券の発行者が定めた口数とする。ただし、次のa及びbに掲げる銘柄にあつては、当該a及びbに定めるところによる。

a 投資信託受益証券の発行者が口数の変更等を伴う併合等（併合又は分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生日の日の2日前の日及び当該併合等の効力発生日の日の前日について、当該併合等の効力発生後の口数とする。

b (略)

(3)～(5) (略)

(立会外分売)

第41条 (略)

2 前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第44条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して3日目の日（第9条第3項各号に掲げる日の売買については、4日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第5項又は第6項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については5日目の日とし、同条第5項に定める場合における当該期日の翌日の売買については4日目の日とする。

3～5 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。

2 改正後の第15条第1号aの(a)及び同条第2号aの規定は、平成31年7月18日以後に効力発生日が到来する第1号aの(a)及び第2号aに規定する併合等から適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

a 投資信託受益証券の発行者が口数の変更等を伴う併合等（併合又は分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生日の日の3日前の日から当該併合等の効力発生日の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の口数とする。

b (略)

(3)～(5) (略)

(立会外分売)

第41条 (略)

2 前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第44条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日（第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3～5 (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程並びにN-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「N-NET特例」という。)において定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行日取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除外する。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに相当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、<u>N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例</u>(以下「N-NET特例」という。)、<u>国債証券に関する業務規程の特例並びに外国債券に関する業務規程の特例</u>において定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行日取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに相当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる発行日決済取引から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 取引参加者は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に第13条に規定する売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 取引参加者は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する株式分割又は株式無償割当てから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 普通取引（立会外分売を含む。次項において同じ。）における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>3日目</u>（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券（国債証券を除く。）について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の<u>3日前</u>（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第40条を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 普通取引（立会外分売を含む。次項において同じ。）における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>4日目</u>（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券（国債証券を除く。）について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の<u>4日前</u>（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第40条を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>6日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>6日目</u>の日の午</p>

前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

5 (略)

(発行日取引に係る委託保証金の差入れ)

第29条 発行日取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日取引に係る委託保証金の維持)

第35条 取引参加者は、発行日取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第29条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

5 (略)

(発行日取引に係る委託保証金の差入れ)

第29条 発行日取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日取引に係る委託保証金の維持)

第35条 取引参加者は、発行日取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第29条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第37条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その2日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(受益権を含む。第47条及び第48条において同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第46条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第37条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(受益権を含む。第47条及び第48条において同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第46条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する

定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

- 3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる有価証券の売買及び信用取引による売付け又は買付けから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第35条及び第46条の規定は、施行日以後に第35条第1項及び第46条第1項に規定する損失計算が生じた日が到来する発行日取引及び信用取引から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第41条第1項本文の規定は、平成31年7月18日以後に弁済期限が到来する信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けから適用し、同項ただし書及び同条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項ただし書及び同条第2項に規定する売買成立の日の6か月目の応当日が到来する信用取引による売付け又は買付け及び株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けから適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが

日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

- 3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の
当取引所が定める日から施行する。

**N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正
新旧対照表**

新	旧
<p>(決済日)</p> <p>第7条 N-NET取引は、次の各号のいずれかの日（自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については、<u>4日目</u>の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、<u>同条第5項又は第6項</u>に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については<u>5日目</u>の日とし、同条<u>第5項</u>に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については<u>4日目</u>の日とする。</p> <p>(N-NET取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第25条 取引参加者は、自己の信用売り又は信用買いに係るN-NET取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>3日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p>(顧客の受渡時限)</p> <p>第28条 N-NET取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条第2号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引、バスケット取引、終値取引及び自己株式立会外買付取引の委託</p> <p style="padding-left: 40px;">売買成立の日から起算して<u>3日目</u>の日の午前9時</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立したN-NET取引に</p>	<p>(決済日)</p> <p>第7条 N-NET取引は、次の各号のいずれかの日（自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については、<u>5日目</u>の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、<u>同条第4項又は第5項</u>に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については<u>6日目</u>の日とし、同条<u>第4項</u>に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については<u>5日目</u>の日とする。</p> <p>(N-NET取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第25条 取引参加者は、自己の信用売り又は信用買いに係るN-NET取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>4日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p>(顧客の受渡時限)</p> <p>第28条 N-NET取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条第2号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引、バスケット取引、終値取引及び自己株式立会外買付取引の委託</p> <p style="padding-left: 40px;">売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第10条第2項各号に掲げる日に成立したN-NET取引に</p>

については、顧客は、当該売買成立の日から起算して4日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については5日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については4日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。
- 2 改正後の第25条の規定は、施行日以後に売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

3 （略）

E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 上場内国E T Fに係る管理会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u> (休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する上場内国E T Fに係る受益権の分割から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 上場内国E T Fに係る管理会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u> (休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第7項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>2日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の<u>前日</u>（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>2日前</u>の日）とする。</p> <p>(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)</p> <p>第17条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 当該併合の効力発生の日の<u>2日前</u>の日とする。</p> <p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a 取得対価の変更期日 旧条件最終適用日の<u>前日</u>（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の<u>2日前</u>の日）とする。</p> <p>b 行使条件の変更期日 旧条件最終適用日の<u>2日前</u>の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の<u>3日前</u>の日）とする。ただし、利付転換社債型</p>	<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>3日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の<u>2日前の日</u>（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前</u>の日）とする。</p> <p>(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)</p> <p>第17条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(2) 普通取引 当該併合の効力発生の日の<u>3日前</u>の日とする。</p> <p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a 取得対価の変更期日 旧条件最終適用日の<u>2日前の日</u>（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の<u>3日前</u>の日）とする。</p> <p>b 行使条件の変更期日 旧条件最終適用日の<u>3日前</u>の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の<u>4日前</u>の日）とする。ただし、利付転換社債型</p>

新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第18条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の2日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。

（売買の停止）

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の2日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の3日前の日）から当選番号発表日までとする。
- (2) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後15分を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が

新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第18条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日）とする。

（売買の停止）

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。
- (2) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後15分を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が監

監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(3)～(4) (略)

(立会外分売に係る基準値段)

第29条 規程第42条かつこ書に規定する当取引所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第17条第2号の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株券の売買から適用する。
- 3 改正後の第17条の2の規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する場合の株式併合後の株券の売買から適用する。
- 4 改正後の第18条第2号aの規定は、平成31年7月17日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の取得対価の変更から適用し、同号b本文の規定は、同月18日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用し、同号bただし書の規定は、同月19日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用する。
- 5 改正後の第18条の2第2号本文の規定は、平成31年7月18日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用し、同号ただし書の規定は、同月19日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用する。
- 6 改正後の第20条第1号の規定は、平成31年7月18日以後に抽選償還の当選番号発表日が到来する債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止から適用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買

理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(3)～(4) (略)

(基準値段)

第29条 規程第42条かつこ書及び同第46条の3第1項ただし書に規定する当取引所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。

システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>4日目の日</u>（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に繰り延べる有価証券の引渡しから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>5日目の日</u>（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

**上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取
扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p style="margin-left: 2em;">a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>前日</u>（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>2日前</u>（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">b・c (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p style="margin-left: 2em;">a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>2日前の日</u>（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前の日</u>）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">b・c (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無</p>	

償割当て又は株式併合から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aに規定する月間平均上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>前日</u>（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>2日前</u>（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額（同取扱い1(3)aに規定する月末上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">c～e (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合に</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aに規定する月間平均上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>2日前の日</u>（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前の日</u>）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額（同取扱い1(3)aに規定する月末上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">c～e (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合に</p>

において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

イ・ロ （略）

(b)・(c) （略）

(8)～(12) （略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

(a)・(b) （略）

b （略）

(14) （略）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

b （略）

(16)・(17) （略）

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)・(2) （略）

において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

イ・ロ （略）

(b)・(c) （略）

(8)～(12) （略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a)・(b) （略）

b （略）

(14) （略）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

b （略）

(16)・(17) （略）

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 第2条第1項第8号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の前日(休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(6) 第2条第1項第18号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(7)～(9) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の1(3)の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが

(3) 第2条第1項第8号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 第2条第1項第15号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6) 第2条第1項第18号(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7)～(9) (略)

適当でないとな取引所が認める場合には、同日以後の
当取引所が定める日から施行する。

**N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 N-NET特例第8条第3項第1号に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引（当取引所又は株式会社東京証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された気配値段及び株式会社東京証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に普通取引における約定値段（同第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該直前の約定値段によることが適当でないと認める場合で、当日の普通取引における売買立会の始めの約定値段（同第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。この条において同じ。）が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段。以下次条までにおいて同じ。）から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、N-NET特例第7条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1) 普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定に</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 N-NET特例第8条第3項第1号に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引（当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された気配値段及び株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に普通取引における約定値段（同第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該直前の約定値段によることが適当でないと認める場合で、当日の普通取引における売買立会の始めの約定値段（同第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。この条において同じ。）が決定される以前においては、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段。以下次条までにおいて同じ。）から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、N-NET特例第7条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(1) 普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定に</p>

より定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

(2) 業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して4日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第9条第5項に定める場合には、当該期日から起算して5日目の日とする。）以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

3 (略)

(バスケット取引の代金)

第5条 N-NET特例第8条第3項第2号に規定する当取引所が定めるバスケット取引に係る代金は、次の各号に定める代金とする。

(1) 株券

当該バスケット取引により売買が行われる銘柄（以下「バスケット構成銘柄」という。）の各銘柄について、普通取引における直前の約定値段に当該銘柄に係る売付数量又は買付数量を乗じて得た額を合計した額から当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を減じて得た金額から、当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を当該合計した額に加えて得た金額までの範囲内の金額とする。この場合において、バスケット構成銘柄の各銘柄の値段は、1株につき1円とする。

2・3 (略)

(削除)

より定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

(2) 業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。）以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

3 (略)

(バスケット取引の代金)

第5条 N-NET特例第8条第3項第2号に規定する当取引所が定めるバスケット取引に係る代金は、次の各号に定める代金とする。

(1) 株券

当該バスケット取引により売買が行われる銘柄（以下「バスケット構成銘柄」という。）の各銘柄について、普通取引における直前の約定値段に当該銘柄に係る売付数量又は買付数量を乗じて得た額を合計した額から当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を減じて得た金額から、当該合計した額に100分の5を乗じて算出した額を当該合計した額に加えて得た金額までの範囲内の金額とする。この場合において、バスケット構成銘柄の各銘柄の値段は、1株につき1円とする。

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、N-NET特例第7条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。

(1) 普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日か

(削除)

(呼値に関する事項)

第6条 N-NET特例第8条第5項の規定により、N-NET取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 呼値の制限

取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、当取引所又はN-NET特例第8条第3項第3号aに定める指定取引所における売買立会による売買において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。

a (略)

b (略)

(4) (略)

(削除)

ら、当該期日から起算して4日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

(2) 業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

5 第1項の規定にかかわらず、N-NET特例第7条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

(呼値に関する事項)

第6条 N-NET特例第8条第5項の規定により、N-NET取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 呼値の制限

取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、当取引所又はN-NET特例第8条第3項第3号aに定める指定取引所において売買立会による売買において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。

a (略)

b (略)

(4) (略)

(自己株式立会外買付取引の発表)

第9条 N-NET特例第11条第3項に規定する発表は、当該買付会社を代表すべき取締役から委任を受けて行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に繰り延べる有価証券の引渡しから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 第6条（上場廃止日）関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(4)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の<u>2日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>4 第6条（上場廃止日）関係</p> <p>第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(4)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(4) (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">a 国債証券以外の銘柄</p> <p style="padding-left: 4em;">最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日。以下同じ。）から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p style="padding-left: 2em;">b (略)</p> <p>(5) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ事業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(8) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">指定振替機関の振替業における取扱いの対象とな</p>	<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">a 国債証券以外の銘柄</p> <p style="padding-left: 4em;">最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日。以下同じ。）から起算して<u>5日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p style="padding-left: 2em;">b (略)</p> <p>(5) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して<u>5日前</u>（休業日を除外する。）の日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ事業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(8) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄</p> <p style="padding-left: 2em;">指定振替機関の振替業における取扱いの対象とな</p>

らないこととなる日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日

(9)・(10)（略）

らないこととなる日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

(9)・(10)（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 上場廃止日の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）</p> <p>第5条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄</p> <p>指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄</p> <p>指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄</p> <p>会社分割がその効力を生ずる日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当</p>	<p>4 上場廃止日の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）</p> <p>第5条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄</p> <p>指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄</p> <p>指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄</p> <p>会社分割がその効力を生ずる日から起算して<u>5日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

取引所が定める日から施行する。

E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場E T Fに係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p style="padding-left: 2em;">計算期間の末日(当該収益分配金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国E T Fにあつては、当該異なる日。以下この号において同じ。)の<u>2日前</u>(休業日を除外する。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。)の日)</p> <p>5 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fに限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場E T Fに係る分配金の見込金額を記載した書面</p> <p style="padding-left: 2em;">営業期間の末日(当該分配金を受ける者を確定す</p>	<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場E T Fに係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p style="padding-left: 2em;">計算期間の末日(当該収益分配金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国E T Fにあつては、当該異なる日。以下この号において同じ。)の<u>3日前</u>(休業日を除外する。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。)の日)</p> <p>5 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fに限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場E T Fに係る分配金の見込金額を記載した書面</p> <p style="padding-left: 2em;">営業期間の末日(当該分配金を受ける者を確定す</p>

るための期日として営業期間の末日と異なる日を定めるときは、当該異なる日。以下この号において同じ。)の2日前(休業日を除外する。)の日(営業期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間の末日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(上場廃止日の取扱い)

第15条 E T F 特例第16条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場E T Fの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) E T F 特例第14条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に該当する上場E T F (次号に掲げる上場E T Fを除く。)

投資信託契約又は信託契約が終了となる日の前日(休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前(休業日を除外する。)の日)。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(1)の2 信託の併合によりE T F 特例第14条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に該当する上場E T F

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(2)～(4) (略)

(5) E T F 特例第14条第3項第3号に該当することとなった上場E T F

終了となる日の前日(休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前(休業日を除外する。)の日)。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(6) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成31年7月18日以後に計算期間の末日が到来する上場E T Fから適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買

るための期日として営業期間の末日と異なる日を定めるときは、当該異なる日。以下この号において同じ。)の3日前(休業日を除外する。)の日(営業期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間の末日の4日前(休業日を除外する。)の日)

(上場廃止日の取扱い)

第15条 E T F 特例第16条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場E T Fの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) E T F 特例第14条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に該当する上場E T F

投資信託契約又は信託契約が終了となる日の3日前(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前(休業日を除外する。)の日)

(新設)

(2)～(4) (略)

(5) E T F 特例第14条第3項第3号に該当することとなった上場E T F

終了となる日の3日前(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前(休業日を除外する。)の日)

(6) (略)

システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。